

環境三法と試験研究の取り組み

「環境三法」のことを「家畜排せつ物法」の別称と誤認したり、また、家畜排せつ物法以外の二法も畜産農家を規制し取り締まる法律と誤解されている場合があります。今回は改めて畜産にとっての環境三法の意味と、それに対応した当場の取り組みをご紹介します。

【家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律】

既にご周知のとおり、今年 10 月で管理基準の猶予期間が終了します。当場では、小規模経営や余剰分ストックのためのシート施設を実証展示しています。毎週水曜日に視察を受け入れますので、ぜひ実物を見に来て下さい(要予約)。

今年度は、このシート施設で堆肥化できるかどうかを調査しました。シート施設であっても、「水分調整」と「切り返し」または「通気管(暗渠管)の埋め込み」によって流通可能な堆肥を生産することは可能です。また生石灰を床土に混ぜれば機械作業が可能なまでに固めることができます(表紙写真参照)。

【持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律】

土づくりや減農薬など、環境に優しい栽培技術を実践する農業者を「エコファーマー」として認定します。本県には現在約 5000 人のエコファーマー(全国の約 1 割)がいますが、この方たちは「土づくりとして堆肥等を使う」ことを宣言しています。もちろん家畜ふん堆肥だけを使うわけではありませんが、潜在的な需要であることは間違いなく、畜産生産者にとってはありがたい法律なのです。

【肥料取締法(改正)】

堆肥を流通させる際に、成分値等の表示が義務づけられました。成分分析には費用がかかりますが、生産物を他人に販売(譲渡)するのにその中身を正しく把握し表示するのは今や常識となってきましたし、積極的に堆肥の流通販売を進めている生産者は既に実践しています。これも堆肥の利用を後押ししてくれる法律なのです。

以上三法に共通するのは、「堆肥の利用促進」です。当場ではスラリーや尿汚水も含めた処理技術に関する試験に加え、堆肥の流通を進めるため、おが屑問題、塩類過剰問題、硝酸態窒素問題などに対応した課題に取り組んでいます。

(畜産環境研究室 脇阪 浩)